「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定および振込規定の改定のお知らせ

当組合では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、以下の規定を令和1年11月1日より改正いたします。

本改正により、新規取引または既に取引のある場合でも、関連法令等に基づく取引時確認を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。 また、在留カードの在留期間・在留資格等が更新された場合は、新たな在留カードを確認させていただきます。

以下の条項を「預金規定等における共通規定」に新設等しますので、これにより当組合の普通預金のほか全ての預金取引・各種取引にも適用となります。

また、改正前より取引のあるお客様にも改正条項を適用させていただく場合があります。

預金規定等における共通規定 「解約等」条項の一部追加・変更 (下線部の追加・変更)

3. (解約等)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は通知することなく取引を停止し、または預金者に通知することにより当該預金口座を解約 することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、 住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①~③ 変更なし

- ④ 当組合との取引が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 当組合が法令で定める取引時確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記3の1(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ⑥ 後記3の1(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
- ① <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認めら</u>れるとき
- <u>⑧</u> <u>前号①から⑦</u>までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合

預金規定等における共通規定 「取引の制限等」条項の新設(下線部の追加)

3の1 (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項やこれらを確認できる資料等を当組合の 指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当組合は、入金、振込、払戻 し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3)前記(1)(2)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当組合は、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前記(1)から(4)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与 または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当組合は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

内国為替 24 時間 365 日稼働において、振込先金融機関の状況により、振込依頼日の翌営業日処理となる場合がありますので、以下のとおり改正しま した。

振込規定 「振込通知の発信」の条項の一部追加・変更(下線部の追加・変更)

4. (振込通知の発信)

(2)窓口営業時間終了後および信用組合休業日に振込機による振込の依頼を受けた場合には、前項(1)の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の<u>当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあり</u>ます。また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。